

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 学園の理念「子どもの笑顔のために」が明文化され、それを踏まえて、7つの学園基本方針が明文化されている。職員には、年度初めの職員会議で冊子を配布するとともに、各種会議や研修会等を通じて周知を図っている。また、利用者等には、ホームページでの公開、パンフレットや資料、通信等への記載や玄関掲示等を通じて周知を図っている。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 社会的養護関係施設に関する制度動向や経営状況の把握については、行政情報や法人会議、各種研修等を通じて、情報収集に努めている。また、地域の福祉ニーズについては、岐阜県児童福祉協議会、関係機関ネットワーク会議等への参加を通して情報交流に努めている。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 現在は、施設の小規模化や家庭的養護推進等、今後の児童養護施設を取り巻く制度動向や経営環境の変動期にあるが、施設の修繕、岐阜県家庭的養護推進計画を踏まえた取り組みの推進、専門職員の		

確保等の経営課題について検討している。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉑・b・c
<コメント> 法人の中・長期計画として、令和４年度～令和８年度に渡る５カ年計画を策定し、課題や取り組みを明確にしている。「サービスの質の向上」「人材確保・育成」「持続可能な法人経営」「危機管理」の４つの柱を掲げた内容になっている		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<コメント> 中・長期計画を踏まえて、各年度単位に位置付けた事業計画を策定している。事業計画は、施設経営の基本方針を示し、重点項目を定め、施設運営全般に渡る現状と課題を把握し、改善に向けた実施計画となっている。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<コメント> 事業計画は、各部署から職員の意見を聴取し、チーフ会議や経営会議等を通じて策定や見直しを行っており、組織的な取り組み体制ができている。また、年度当初に事業計画を全職員に配布するとともに、各種会議での説明を通じて職員周知を図っている。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉑・c
<コメント> ホームページで決算書類、事業計画、事業報告、事業内容等について公開しているが、子どもや保護者への周知については十分ではない。子どもや保護者のそれぞれの事情があり、全体計画の共通理解が難しい場合や、保護者との話し合う機会が持てない場合もあり、周知の取り組みが困難である現状ではあるが、今後とも継続して、子どもや保護者にも事業計画全体の要旨について、わかりやすい資料を作成する等、理解を促す工夫に向けた取り組みに期待したい。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	㉠・b・c
<コメント> 毎年、自己評価を実施し、分析及び検討をしている。また、3年ごとに岐阜県福祉サービス第三者評価を受審している。		
⑨	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<コメント> 自己評価や岐阜県福祉サービス第三者評価の受審結果から把握した課題に対して、チーフ会議、職員会議等を通して職員参画の下、改善策及び改善実施計画を立案し、解決を図る組織体制を整備している。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
⑩	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<コメント> 運営規程、事務分掌表、防災計画等において、有事の際も含め、管理者の役割と責任について明文化している。また、朝礼、職員会議や研修等の機会を捉えて表明し、周知を図っている。		
⑪	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 児童養護施設運営を取り巻く関係法令に関する研修会や各種会議に参加し、職員に報告や説明をするとともに、職員への周知を図っている。また、法令遵守に係る研修や会議等を通して、職員のコンプライアンス意識を高めている。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
⑫	Ⅱ—１—（２）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c

＜コメント＞ 基本方針に明文化された『「子どもの権利を尊重した支援」を基本姿勢とし、「児童権利に関する条約」「児童憲章」を尊重し、体罰、いじめ、差別を認めず、子どもの気持ちや考え方を踏まえながら、安心して楽しく暮らしていけるように支援する。』を具体的に実践するため、日常的な業務の中や、職員の個別面談、各種会議等の機会を捉えて、職員の意見聴取に努めるとともに、施設の運営に反映させている。また、定期的に面談を行い、業務の助言や指導に取り組む等、積極的に養育・支援の質の向上に向けた取り組みに指導力を発揮している。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 園の使命として子どもの養育・支援に注力しているが、園の効率的な経営については措置制度の中での施設運営であり、また、県との連携関係の中で、経営の意思決定が必要であるところである。昨今の制度変動期にあって、施設経営を取り巻く環境変化を読みにくい状況ではあるが、今後とも業務の標準化・効率化や経営改善に努める等、経営体質の強化に向けた取り組みに期待したい。		

Ⅱ―２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 人事の裁量権は法人本部にあるが、施設としての必要な人員、必要とする職種や人員体制を法人本部に伝えている。また、幅広く求人チャネルを拡充する等して人材確保に努めるとともに、チューター制度等のOJTの充実、資格取得の奨励や相談体制づくり等の定着対策も強化させている。		
15	Ⅱ―２―（１）―② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人で客観的な人事考課基準を整備し、期首の目標設定、期中のフィードバック面談、期末評価の一連の目標管理プロセスと連動した総合的な人事管理を行っている。		
Ⅱ―２―（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―２―（２）―① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
＜コメント＞ 職員の有給の消化率や就業状況を定期的にチェックし、有給休暇の積極的な取得への取り組みや出産・育児休暇の充実等、ライフワークバランスに配慮した適切な就業環境作りに努めている。福利厚生については、福利厚生センター、民間社会福祉事業従事者共済会に加入している。また、健康診断		

の実施や職員の相談窓口の設置等、充実した福利体制を確立している。		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 中期計画の中において、「人材育成」を明記しており、期首の目標設定、期中のフィードバック面談、期末評価という一連のプロセスの仕組みを活用し、職員個々の育成に向けた取り組みを行っている。		
18	Ⅱ—２—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉓・b・c
<コメント> 研修の基本方針を示して、外部研修、内部研修、O J T指導、チューター制度等、多彩な研修体制を整備し、計画的な研修を実施している。		
19	Ⅱ—２—（３）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉓・b・c
<コメント> 新人向けの職員研修やチューター制度の実施、職員一人ひとりの業務に着目したO J T研修、職員の職位に着目した階層別研修、感染症予防、虐待防止、リスクマネジメント、メンタルヘルス、防犯、マナー等のテーマ別研修等を実施している。		
Ⅱ—２—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—２—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉓・b・c
<コメント> 実習生受け入れマニュアル・プログラムを整備し、実習担当者を配置して、養成校と連携しながら受け入れている。受け入れにあたっては、実習オリエンテーション、カンファレンスや振り返りを行う等して指導にあたっている。		

Ⅱ—３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—３—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—３—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉓・b・c
<コメント> 法人のホームページで施設概要、サービスの内容、事業計画、事業報告、財務状況報告等、事業運営に係る情報を幅広く積極的に公開する等、運営の透明性の確保に努めている。また、広報誌「ぼっぱ通信」を地域に配布する等して情報公開に努めている。		

22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 法人で経理規程等を整備し、事務、経理、取引等についてルール化している。法人独自の内部監査を実施するとともに、公認会計士（監査法人）の外部監査、県指導監査、法人内部監査を受ける等、適正な運営に取り組んでいる。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 地域に開かれた施設として、地域との関わりの基本姿勢を示している。地域の行事への参加や施設の夏祭り、フェスティバル等、各種イベントなどの行事への招待、地域交流を広げる取り組みを行っている。		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉒・c
<コメント> 事業計画の中でボランティアの受け入れについての基本方針を明示するとともに、ボランティア受け入れマニュアルを整備している。今後とも継続して、ボランティア受け入れの拡充に取り組まれない。		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<コメント> 子ども相談センター、学校等の関係機関との連携強化に努めている。地域団体との各種会議に参加する等して、関係機関・団体との情報交換を図っている		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 地域の福祉ニーズについては、自立支援協議会等、関係機関・地域団体との情報交流、各種行事を通じた地域交流や日中一時支援事業やショートステイ事業等を実施する等し、把握に努めている。		

27	Ⅱ—4—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 今後、社会福祉法人制度改革の流れの中で、社会福祉法に規定された社会福祉事業にとどまらない地域貢献活動がますます重要になってくる。福祉分野でのリーダー的存在である県立施設の使命として、今後とも、出前講座等の継続的な実施等、地域ニーズに応じた公益活動の拡充に向けた取り組みに期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉔・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの個性を大切にした養育・支援に取り組んでいる。職員研修の開催、防止チェックリストの活用や権利ノートの学習を通じて、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員間で共通理解を深めている。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉔・b・c
<コメント> プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、日常的な生活場面において適切な支援に努めている。また、利用者のプライバシー保護について、職員への意識づけの徹底を図っている。施設のハード面での不十分さをカーテン等のパーティションでカバーする等して、プライバシーに配慮した居室環境づくりに取り組んでいる。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉔・b・c
<コメント> それぞれに、生育歴、家庭状況、入所の背景等が異なるが、その都度、丁寧な説明を行っている。また、希望に応じて見学も実施し、パンフレット等を用いて具体的な情報提供を行い、自己決定を側面的に支援している。		

31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント> 入所時には、子どもの思いを受け止めて、温かく迎え入れる準備をし、権利ノートも活用しつつ、これからの施設での生活のことをわかりやすく説明している。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、自立支援担当職員等が中心となり、家庭訪問や電話連絡等のアフターケアを行い、学園や保護者との連携を通じて、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 子どもたちの声を十分に把握するため、日々の生活の中で個別に意見を聞き取ったり、また「三つの家」等のツールを活用し、家庭のことや将来像等、理解を深めるとともに、子どもの満足度や安心度を把握している。また、ユニット会議や子ども全体会議を定期的に行い、話し合いを通じて、子どもの思いや意見を汲み上げている。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<コメント> 苦情解決の体制や仕組みを整備しており、担当者、責任者や第三者委員等の外部の相談窓口についても施設内に掲示している。また、権利ノートを配布し、説明している。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<コメント> 各種会議を通じて子どもたちの意見を汲み上げるとともに、日常的なケアの中で気軽に相談できる体制づくりをしている。また、個別に部屋を確保する等して、子どもが意見を述べやすい環境を整備している。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<コメント> 相談や意見に対しては、対応マニュアルを整備し、各種会議を通して検討し、迅速な対応に努めて		

いる。		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉓・b・c
<コメント> 事故・事件等対応マニュアルや不審者マニュアル等が整備され、職員に周知されている。また、ヒヤリハットを収集し、評価・分析を行い、改善策を検討し、職員全体に周知を図っている。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉓・b・c
<コメント> 感染症対策マニュアルを整備し、研修等を通じて職員間で共通理解に努めている。感染予防対策に力を入れており、園内の消毒や対策用品を備えるとともに、手洗い・うがいの励行等を行っている。また、感染症発生時には、静養室やゲストハウスを活用して、隔離対応している。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉓・b・c
<コメント> 災害マニュアルを整備し、BCP（事業継続）計画を策定している。防災・地震・防水・土砂災害対策等、昼夜想定避難訓練等を実施し、災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。また、備蓄や自家発電機を備えている。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉓・b・c
<コメント> 各種マニュアル類の整備や職員研修を通じて支援の質の標準化に取り組んでいる。また、各種主要マニュアルを記載した支援マニュアルを各職員に配布し、共通理解を図っている。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉓・b・c
<コメント> 養育・支援の標準的な実施方法については、支援マニュアルに明記され、現状に即した支援が提供されている。また、その支援の見直しについては、年度末に職員会議で検討し、見直す体制ができています。		

Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<コメント> 統一した手順と様式を用いてアセスメントを行い、それに基づいて把握された支援上の課題を明確にし、本人・保護者の意向を踏まえ、会議等で検討し、支援目標・内容・方法を具体的に明示した個別支援計画を策定している。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<コメント> 6ヶ月毎に、または必要に応じて随時に、ユニット会議、ケース会議等で検討し、自立支援計画の評価・見直しが行われている		
Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<コメント> 子どもに関する養育・支援実施状況の記録については、統一した様式で標準化されている。また、パソコンのネットワークシステムを整備し、職員間で情報を共有化している。		
45	Ⅲ—２—（３）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<コメント> 記録管理について保管・保存・廃棄に関する規程を定め、厳重に管理するとともに、個人情報保護マニュアルを整備し、各種会議や研修等を通じて、職員の個人情報保護に関する意識を高めている。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—１—（１）子どもの権利擁護		
A①	A—１—（１）—①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<コメント>		

子どもの権利擁護について、規程・マニュアルが整備されている。具体的な取り組みについては、職員研修で「権利ノート」を基に、読み合わせを行い、意識づけや理解を深めている。また、新人職員には「権利ノート」について詳しく説明している。毎月、「虐待チェックリスト」で振り返り、気になっているケースについては職員会議で共有し、検討するとともに、必要に応じて個別に面談、指導している。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉓・b・c
＜コメント＞ 子どもの年齢や状態に応じて、園独自の権利ノート等の資料を使用して、生活の中で保障される様々な権利についてわかりやすく説明するとともに、自分を大切な存在だと思うこと、また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えている。		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉓・b・c
＜コメント＞ 子どもから知りたいと相談があった時には、子ども相談センターと連携しながら、職員会議で検討し、その子に合った方法で、必要に応じてライフストーリーワークを実施しながら伝えている。入所から記録としてアルバムづくりを行い、振り返りに役立つよう、その時の様子や感じたこと等のコメントを添えている。アルバムはいつでも閲覧自由となっている。		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉓・b・c
＜コメント＞ 子どもに対する不適切な言動の防止に努めるために、各種の規定やマニュアル等を定めるとともに、内部研修も行っている。虐待防止委員会が毎月、職員に対して虐待防止チェック表で振り返りを実施し、必要に応じて、チェック表に記載された事項について等、ケア会議で話し合う等して共有している。また、外部相談員による「なんでも相談」の実施や相談箱の設置もあり、子どもの声を聞く体制がある。		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉓・b・c
＜コメント＞ 入所が決定するまでに、施設での生活を紹介して、子ども自身、見通しがもてるように説明するとともに、子どもの思いや好みを聞き取って、事前に準備したり、また、希望に応じて見学を行ったりする等、子どもが安心して生活ができるよう配慮している。退所にあたっては、いつでも相談になる		

ことを伝え、相談窓口を紹介するとともに、自立支援相談員による継続的な支援を行っている。		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・ b ・c
＜コメント＞ 退所前には、一人暮らし訓練を自立訓練室で体験し、炊事、洗濯等の生活訓練や、買い物等での金銭管理等のソーシャルスキルを身につけ、自立生活のイメージを持てるよう支援している。退所後は、主に自立支援専門相談員が定期的な訪問、電話やSNS等で連絡を取ったり、生活用品を届けたりしながら、関係継続に努めている。また、行政機関や福祉機関、民間団体等とも連携を図りながら、アフターケアをしている。課題としては、退所者が集まり、交流する機会が少ないとの事であり、今後とも、退所者が集まる機会の拡充に向けた取り組みに期待したい。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a ・b・c
＜コメント＞ 職員は、子どもを理解し、子どもの感情や言動を受け止めるべく、支援にあたっている。例えば、問題行動がある時には、その事柄だけをとらえるのではなく、子どもの心の動きや育ちの中にある辛い体験による感情に目を向け、ケア会議で検討して、解決に向けて取り組む支援を行っている。		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a ・b・c
＜コメント＞ 大舎制ではあるが、その中でも、家庭的な関係作りに心がけ、触れ合いの時間を大切にして、子ども一人ひとりに担当職員を付け、愛着を育む支援に努めている。担当職員とは、買い物外出、食事の団らん時、また、誕生会のとき等と一緒に行動することで、信頼感関係を深めている。生活の決まりごとについて、年齢層ごとや全体で話し合う機会を定期的に設けている。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a ・b・c
＜コメント＞ 子どもを見守りながら、ほめること、励まし、感謝の言葉や、時には指示や注意等の声かけを適切に行い、子どもの力を信じて自主性を育むよう支援している。また、つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していけるよう支援し、必要に応じてフォローしている。さらに、子ども全体会議やティータイムを毎月開催し、子どもが自分たちの生活におけるルールや問題、課題について主体的に検討する機会を設けている。		

A⑩	A—2—（１）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 日当たりのより丘の上にある施設には、サッカーやボール遊びが十分に遊ぶことができる広いグラウンドがある。また、周囲には小高い山や小川等の自然に恵まれた環境にある。室内では、大きなホールで卓球やゲームを楽しむ子どもたちの姿が見られた。小学生は帰宅すると、食堂で勉強をして、ホールで遊んでいるとの事である。また、年齢段階に応じた図書、玩具、遊具が用意されており、職員が子ども一人ひとりの学習能力に合わせた学習指導をしている。		
A⑪	A—2—（１）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 必要な知識や技術を日常的に伝えたり、職員が模範となったりすることで、子どもたちに学び深めてもらっている。卒園時には、自活するための生活訓練が行われ、一人で調理、洗濯、買い物、金銭管理等を体験して、自立生活に備えている。また、アルバイトも推奨しており、社会性や社会常識、社会規範を学ぶ貴重な体験であると同時に、課題も抱えることもあるので、職員は、相談を受け、助言を行う等、課題解決の支援をしている。		
A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 地産の木材で作られている食堂は、改修され、新しい木の香りがしている。食堂にリクエストノートを用意し、嗜好調査も実施し、子どもたちの意見を献立に反映させている。また、誕生日等にはその子のリクエストメニューとケーキを全員で食べて祝う等して、食事が楽しみなものになるよう工夫している。また、クラブ活動や塾等で遅くなった場合でも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられるように、レンジや冷蔵庫で対応できるようにしている。職員も子どもとともにテーブルを囲み、楽しい雰囲気の中で食事ができている。		
A—2—（３）衣生活		
A⑬	A—2—（３）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・㉒・c
＜コメント＞ 衣類については、一人ひとり十分確保できるように対応している。また、衣類を購入する場合には、社会経験や取捨選択する機会にもなるため、できる限り、子どもと一緒に買い物に出かけている。さらに、身だしなみやおしゃれについては、職員と話し合ったり、子ども同士で情報収集しながら、TPOに合わせたおしゃれを楽しんでいる。また、衣替えについては、子どもと一緒にいき、季節に合った服装や衣生活の管理等について習得させている。衣類の管理について、洗濯、補修、アイロンが		

け等は、職員が、昼間に子どもが学校に行っている間に行っている。アイロンがけについては、火傷の危険性もあり、子どもがいないところで行っているとの事であるが、それ以外のボタンがけや補修等については、子どもたちのいる所で行うことで、衣類の管理の習得につながると思われるので、検討されたい。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 大舎制であり、個室は一部の中高生にあるが、他の子どもたちの居室は、プライバシーが守れるように、カーテンや家具で仕切りを作り、個人の空間スペースとしている。それぞれ、好みの書籍やおもちゃ、ぬいぐるみ等を配置して、落ち着ける居場所づくりを行っている。建物全体は老朽化が進んでいるが、廊下には、木材の腰板が張られてあり、やわらかい雰囲気を出している。掃除はきれいに行き届き、破損箇所は迅速に修繕する等して、衛生的で安全な環境づくりを行っている。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 内科、小児科、児童精神科の医師による健康診断を定期的実施している。愛着障害や発達障害を持つ子どもに対する支援についてもアドバイスや指導をもらうことにより、適切に支援できている。また、心身の発育、発達過程、疾病への対応等の研修にも協力を得ることができ、職員は知識を深めることができている。		
A—2—（６）性に関する教育		
A⑯	A—2—（６）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉒・c
＜コメント＞ 性教育委員会では、職員教育も含め、子どもへの適切な指導の在り方の検討を重ねている。また、職員は外部研修を受講して、伝達講習、報告会で内部研修も行い、情報を共有しながら統一した指導を行っている。毎年、年間を通して計画的に性教育を実施してきたが、今年度は実施できていないとの事である。今後は、性教育の継続的な実施に向けた取り組みに期待したい。		
A—2—（７）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（７）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
＜コメント＞		

職員は問題行動発生時には、速やかに子どもへの聞き取りを行い、職員会議やケース会議で情報を共有化し、支援方法等統一化を図り、役割分担して早期解決に努めている。場合によっては、児童精神科の医師に助言を得るとともに、子ども相談センター、学校等の関係機関とも連携して支援にあっている。暴力・不適応行動を見ていた子どもに対する心のケアを行い、安心感が持てるよう配慮している。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
＜コメント＞ 職員会議やケース会議において、問題行動についての情報を共有し、適切な支援について検討している。問題が起きた場合、お互いの話をよく聞き、それぞれの気持ちに寄り添い、我慢したこと、暴力に至らなかったこと、説明できたこと等を評価しつつ、問題に至った心情にも寄り添うよう言葉がけをしながら支援している。ケース検討を随時行い、スーパーバイザーの助言も受けながら、対応している。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 心理療法担当職員を中心に心理的ケアが必要な子どもに対しての支援を行っている。また、ケースによっては、子ども相談センターや児童精神科の医師とも連携して対応している。心理療法担当職員は、ケースカンファレンスや職員会議を通じ、心理的な側面からの子どもの理解について、助言している。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 小学生は、下校後、食堂や図書室で学習指導職員等のサポートを受けながら学習し、中学生以上は居室等、静かな環境の中で学習している。また、本人が希望すれば、地域の学習塾を活用する機会を提供している。コロナ禍以降、学習ボランティアの来園は困難であるが、毎月、学校と連携し、宿題や授業の在り方を話し合ったりする中で、子ども一人ひとりの能力に合った学習支援を行っている。		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 中高生の進路について、必要に応じて本人、保護者、学校等との関係機関と協議し、子どもの自己決定を尊重しながら、本人の学力や希望に沿った進路をサポートしている。進学を希望する子どもには、奨学金等の情報を提供するとともに、措置延長ができる体制も整備している。		

A ㉔	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉔・c
＜コメント＞ 社会の仕組みやルールの習得や卒園後の自立資金の準備等のためにもアルバイトを推奨している。働く中で起きる問題や困難さ等について、相談に乗り、困難があっても乗り越えようとする思いを認める等、メンタル面での支援を行っている。職場実習や職場体験については、学校の紹介で行われているが、園としても、子どもたちへの理解や支援や後援をもらえる企業、職場体験先、実習先、アルバイト先等の拡充に向けた取り組みに期待したい。		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉔	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉔・b・c
＜コメント＞ 家庭支援専門相談員を相談窓口として、子ども相談センターと連携を取りながら、家族関係の調整、相談に応じている。家族との継続的な関係づくりについて、可能な場合には面会や外出、一時帰宅を積極的に取り入れて対応している。また、連絡可能な家族には子どもの様子を「ぼっぽ通信」の送付や施設での生活の様子を郵送等で知らせたり、行事への参加案内をしたりする等して、家族との信頼関係づくりに取り組んでいる。		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉔・b・c
＜コメント＞ 親子生活訓練室を設け、家庭支援専門相談員を中心に、子どもと家族との調整、親子関係の再構築の支援を行っている。親子関係が上手く作れなかった理由、背景を分析し、職員会議で検討したり、子ども相談センター等関係機関と連携しながら、情報の共有化を図り、親子の関係修復に取り組んでいる。		